年に成つたものである。 年に成つたものである。その著三角袋二卷には 風炮に因むのである。その著三角袋二卷には 風炮に因むのである。その著三角袋二卷には 風炮に因むのである。その著三角袋二卷には 風炮に因むのである。その著三角袋二卷には の保管の任に當り、依つて侯から三角風麓の を関はつた。明治元年四月歿、享年八十五。啓て

可仕旨被仰出者也。』とある。
人・商人以下に、當分少宛うりかひ、候程之儀者候。 但みその事、所々町・宿並におゐて、旅候。 但みその事、所々町・宿並におゐて、旅

支流江曾川は江曾山から發し、八幡に至つて本流に合し、千野川も八田山から發し、國分に至つて本流に合する。更に捨越川一名龜田川なるものがあり、八田山雨乞澤から出で、風多本宮のことを述べた後に『六月晦日御手然がにて御祓の大赦あり。依て晦日川といふ洗川にて御祓の大赦あり。依て晦日川といふ洗川にて御祓の大赦あり。依て晦日川といふれ川にて御祓の大赦あり。依て晦日川といふれ川にて御祓の大赦あり。依て晦日川といふれ川にて御祓の大赦あり。依て晦日川といふれ川にて御祓の大赦あり。彼は田本徒に至つて

の序がある。京菊舍太兵衛板。
眉山編。その行脚築で、文化五年後六月如泥

世襲する。 世襲する。 世襲する。 では、元禄三年前田綱紀に召出されて千石を受け、元禄三年歿。子孫世々藩に仕へる。 では、元禄三年歿。子孫世々藩に仕へる。 では、元禄三年歿。子孫世々藩に仕へる。 では、元禄三年歿。子孫世々藩に仕へる。 では、元禄三年歿。子孫世々藩に仕へる。

から、勝家から千熊を遺はしたが、岳信はそ地時に、千熊は刺客の一人であつた。勝家又た時に、千熊は刺客の一人であつた。勝家又た時に、千熊は刺客の一人であつた。勝家又た時に、千熊は刺客の一人であった。勝家が一向老臣禪口半左衛門の子。天正八年勝家が一向老臣禪口半左衛門の子。天正八年縣 柴田勝家のミゾグチセンクマ 瀬口千縣 柴田勝家の

| 生に自乃した。| 生た衛門宗俊といひ、勝家の滅びた際共に北しめた。競くもなく千熊は北庄に踊り、後にしめた。競くをなく千熊は北庄に踊り、後に

実リグチヒデカツ 満口秀勝 通稱金右衛 等別の内八萬石に封ぜられたが、秀勝之が與力とな の内八萬石に封ぜられたが、秀勝は尚舊領に 在り、閏八月佐和山の堀秀政が丹羽氏の前領 を得て北庄に移るに及び、秀勝之が與力とな の内八萬石に封ぜられたが、秀勝は尚舊領に 在り、閏八月佐和山の堀秀政が丹羽氏の前領 を得て北庄に移るに及び、秀勝之が與力とな つた。次いで秀政は小田原役に歿し、子秀治 嗣ぎ、慶長二年越後春日山、城に移されるや、 羇があず同國新發田六萬石に轉じた。

ト 瀬尾紹元。 ミソノツグモト 御園紹元 →セヲッグモ

は顕香煎じ花ふる寧あり。』と記する。れ、常に濕潤の狀を呈し、概ね平坦で、東西九〇〇米、南北五〇〇米、標高二三五〇米許である。越前名蹟考に、『阿彌陀、原といふ有である。越前名蹟考に、『阿彌陀、原西二三五〇米許

に銀座する。祭神は神日本磐余彦尊であるとに銀座する。祭神は神日本磐余彦尊であると

つた。 畠の多い村の作損に對して貸米することはあ 在りては決して見立觅切を行はなかつたが、 すべき 觅相を 定めるは 敗作奉行の 棚限に邸 併用して時宜に善處することになつた。畠に を貸米とすることをその村より出願せしめる りて不足を見破り、見立觅切に相當する定納 することなく、御扶持人十村等の内検分によ 飢饉以後、貸米の制を復茁し、改作奉行出役 行に示談して決した。之を見立発切・見立引 て一作限り引発を許すことにした。その減少 いらた。爾後見立代り御貸米と立毛見分とを ことゝした。之を見立代り御貸米といひ、若 りも甚だしく不足したる年には、作柄に應じ 加賀藩の敗作法施行以後、田の收穫が定発よ し場合により奉行の出張する時は立毛見分と し、出役して不作の實際を究め、御算用場牽 ミタテガハリオカシマイ 見立代御貸米

ミタテメンキリ 見立晃切 →ミタテガハリオカシマイ 見立代御貸米。

ミタニ 三谷 江沼郡にて、曾宇・直下・日、リオカシマイ 見立代御貸米。

| くした 所から初り、彌陀⁺原に 至つて終る。